

4. 利用申請の提出

住民向け公衆Wi-Fiサービスの利用時には、以下の書類を記入し、公衆Wi-Fiサービス受付窓口に提出して下さい。

- (1) 住民向け公衆Wi-Fiサービス（モバイルタイプ）申請書
- (2) 住民向け公衆Wi-Fiサービスの利用規約

書類の提出先は以下の通りです。

久米島町役場仲里庁舎内 公衆Wi-Fiサービス受付窓口
毎週金曜 10:00～15:00

住民向け公衆Wi-Fiサービスは、「住民向け公衆Wi-Fiサービス（モバイルタイプ）申請書」と「住民向け公衆Wi-Fiサービス利用規約」提出後、1週間程度で利用開始通知がメールで通知されます。

5. 利用開始通知と環境設定

住民向け公衆Wi-Fiサービスの利用申請終了後、久米島町役場から「利用開始通知」がメールで届きましたら、住民向け公衆Wi-Fiサービスが利用できるようになります。

「利用開始通知」が届きましたら、申請書に記載した端末（パソコン、スマートフォン等）で接続設定を行い、住民向け公衆Wi-Fiサービスの利用を開始して下さい。

★公衆Wi-Fiサービスの接続設定に必要な情報

- (a) 住民向け公衆Wi-Fiサービスの接続識別子（SSID）
- (b) 申請した接続利用者識別子（利用者ID）と接続利用者パスワード

※パソコン及びスマートフォンの接続設定方法の詳細は、端末に付属のマニュアル等をご参照下さい。

住民向け公衆Wi-Fiサービス（モバイルタイプ）の接続端末の設定を行い、「全島Wi-Fi」の電波の受信可能エリア内に入ると、公衆Wi-Fiサービスを利用できるようになります。